

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

- (1) 名称 北海道総務部法制文書課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第352号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
337,365,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道企画振興部 I T推進室情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第353号

自然公園法（昭和33年法律第161号）第7条第4項の規定に基づき、日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び日高支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

道路（歩道）

路線名 起 点 及 び 終 点

目次

告 示

	ページ
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (法制文書課)	5
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	5
○日高山脈襟裳国定公園に関する公園事業の一部決定..... (自然環境課)	5
○漁村損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正..... (水産経営課)	6
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	6

告 示

北海道告示第351号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム運用・保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 富士電機システムズ株式会社
(2) 住所 東京都千代田区三番町6番地17
- 4 随意契約に係る契約金額
67,977,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ピンネシリ山線 起点 様似郡様似町(アポイ岳山頂)
 終点 様似郡様似町(ピンネシリ山の肩・国定公園界)
 北海道自然歩道線 起点 様似郡様似町(東平宇・国道合流点)
 終点 様似郡様似町(アポイ岳山頂)

北海道告示354号

昭和55年北海道告示第2号(漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中

「根崎加入区 函館市のうち高松町及び根崎町の区域」

を
「函館市加入区 函館市のうち銭亀町、新湊町、古川町、石倉町、原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、弁才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、丸山町、小安山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大濶町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、白尻町、豊崎町、大船町、双見町及び岩戸町を除く区域」

に改め、同表えさん加入区の項及び椴法華加入区の項を削り、同表砂原加入区の項中「茅部郡砂原町一円」を「茅部郡森町字砂原の区域」に改め、同表森加入区の項中「茅部郡森町一円」を「茅部郡森町字砂原を除く区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中

「函館市加入区 函館市のうち根崎町、銭亀町、新湊町、古川町、石倉町、中野町、豊原町、原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、弁才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、丸山町、小安山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大濶町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、白尻町、豊崎町、大船町、双見町及び岩戸町を除く区域」

を
「えさん加入区 函館市のうち日浦町、吉畑町、豊浦町、大濶町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町及び御崎町の区域」

椴法華加入区 函館市のうち恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町及び銚子町の区域」

に改める。

北海道告示第355号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 爾志郡熊石町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 厚田郡厚田村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 4(1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 5(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡白滝村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 林道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第356号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

正 誤

平成17年3月31日(号外第10号)
北海道労働委員会訓令第2号(北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
27 左 16
誤 知事は
正 委員会は

平成17年4月8日(第1662号)
北海道教育庁十勝教育局告示第5号(特定調達契約に係る落札者等の公示)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
24 右 34
誤 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定による。
正 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

